

令和 年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）交付決定通知書

- ○市 町 村
- ○特 別 区
- ○一部事務組合
- ○広 域 連 合

令和 年 月 日 第 号で申請のあった令和 年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）

（以下、「適正化法」という。）第6条 { 第1項の規定により、
第3項の規定により修正のうえ、 } 令和 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

令和 年 月 日

○ ○ 県 知 事

1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和 年 月 日厚生労働省発老第 号厚生労働事務次官通知の別紙「老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の3に定める事業であり、その内容は { 申請書記載 } 2及び3 のとおりである。

2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、 { 令和 年 月 日第 号申請書の事業費所要額調書の記載 } 別紙 のとおりである。

4 この補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行われるものである。

5 この補助金は、交付要綱の7に掲げる事項を条件として交付するものである。

6 事業に係る実績報告は、交付要綱の11の（1）のイに定めるところにより行わなければならない。

7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は令和 年 月 日とする。

（施行後15日）